|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　５　安定した居住場所の確保（１）公営住宅への入居支援 |
| 実施計画内容 | ○大阪府営住宅や各地域の公営住宅において、公営住宅法の趣旨を踏まえ、応募や入居手続きに関して柔軟な対応を図ります。その募集等に関する情報については自立相談支援事業などを通じ提供します。 |
| （1）事業実績 | 〇市町営住宅の入居資格審査につき、原則として確認書類の提出を求めている入居資格要件について、ホームレス自立支援センター等の証明書で対応する体制を整えている。募集等に関する情報については、ホームページに掲載するとともに、募集案内を配布している。○府営住宅の入居者資格審査について①住所及び保証人については、ホームレス自立支援センター等の証明等で対応②生活保護受給者の入居資格要件（単身資格、収入）は、生活保護受給証明書で対応③その他の者の入居資格要件（単身資格、収入）は、原則として確認書類の提出を求めるが、特別な事由により提出が困難な場合、自立支援センター等の証明により対応を平成16年５月から実施。なお、敷金については、各個人の状況に応じて徴収を猶予する制度を設けている。○募集等に関する情報については、ホームページに掲載するとともに、募集案内を市町村を通じ府民へ配布している。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○ホームレスを理由に公営住宅に入居できなかった等の意見はない。 |
| （3）課題・問題点 | ○特になし。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | 〇市町営住宅について、応募や入居手続に関して柔軟な対応がなされるよう、各市町に対し研修会等を活用して助言を行う。○大阪府営住宅申込みにあたり、応募や入居手続に関して柔軟な対応を図る。 |
| 担当部室課 | 都市整備部住宅建築局居住企画課都市整備部住宅建築局住宅経営室経営管理課 |

|  |
| --- |
| 「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」第４期(令和元年度～令和5年度）施策評価調査票 |
|  |  |  |  |  |
| 実施計画項目 | 第４　５　安定した居住場所の確保（２）賃貸住宅の情報提供など |
| 実施計画内容 | ○公的賃貸住宅や民間賃貸住宅に関する情報について、巡回相談指導事業や大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムなどを通じて提供します。また、大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムにより提供される、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報の充実化を図ります。○民間住宅へ入居する際に必要となる保証人が確保されない場合は、家賃債務保証制度の活用を図るとともに、民間保証会社に関する情報について巡回相談指導事業や大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムなどを通じて提供します。また、民間賃貸住宅の家主の不安を低減するため、家賃債務保証制度の普及を図ります。○民間賃貸住宅に関わる団体に対し、大阪府の居住支援協議会である「Ｏｓａｋａあんしん住まい推進協議会」を通じ、法及び本計画の趣旨等に関して情報提供を行います。〇地域における住まい探しや入居後の支援などの相談・居住支援を行う住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を市町村に働きかけ、地域「丸ごと」の居住支援体制の構築をめざします。○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、それに関する情報について巡回相談指導事業などを通じて提供します。特に、生活保護受給者の場合は、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」に基づく支援を、福祉事務所と連携して行います。 |
| （1）事業実績 | ○居宅設定の件数は以下のとおりである。○巡回相談指導事業では、ホームレス等が路上（野宿）生活から居宅生活に移行する際に、個別の相談に応じ、不動産仲介業者の訪問に同行し、低廉な賃貸住宅を探す支援などを行った。また、一時生活支援事業を利用中のホームレス等に対する、住宅確保の支援も行った。〇民間賃貸住宅に関わる団体などと連携し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報について「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」などを通じ提供した。○民間住宅へ入居する際に必要となる保証人が確保されない場合は、家賃債務保証制度の活用を図るとともに、民間保証会社に関する情報について大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムなどを通じて提供した。また、民間賃貸住宅の家主の不安を低減するため、家賃債務保証制度の普及を図った。〇市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促すために、大阪府居住支援連携体制構築促進事業等により支援を実施した。○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、特に、生活保護受給者の場合は「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」により、住居等サービス事業者間との不利な契約等により不利益を被らないよう、福祉事務所から被保護者への情報提供又は被保護者からの要請に基づき、支援を行った。○管内福祉事務所に対し、毎年５月に「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」第３条に基づく事業者の届出状況の情報提供や利用者向けチラシにより被保護者等への制度の周知を依頼している。 |
| （2）事業評価 | 【評価】　効果の有無（　有　）　←有・無の２択から記入 |
| 【評価の理由】○居宅を確保するには、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅や家賃債務保証制度が必要である。○豊中市、岸和田市、摂津市、吹田市において、居住支援協議会が設立された。○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」の事業者向けに周知のほか、利用者向けチラシにより周知し、相談を行いやすい工夫を行った。 |
| （3）課題・問題点 | ○居住場所の確保についてのニーズの把握や懸念事項等、個々の状況の丁寧な聴取が必要である。〇居住支援協議会が設立されていない市町村に対して、住宅・福祉の連携促進の働きかけを行う。 |
| （4）計画に対する意見・今後の取り組み方向 | ○今後も、居宅設定を希望するホームレスやおそれのある者に対して、情報提供や同行支援等を実施していく。〇引き続き、民間賃貸住宅に関わる団体などと連携し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報について「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」などを通じて提供する。〇民間住宅へ入居する際に必要となる保証人が確保されない場合は、家賃債務保証制度の活用を図るとともに、民間保証会社に関する情報について大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システムなどを通じて提供する。〇市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促すために、大阪府居住支援連携体制構築促進事業等により支援を実施する。○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、巡回相談指導事業などを通じて情報提供する。また、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」を基に被保護者等の被害防止の取組を福祉事務所と連携して行う。 |
| 担当部室課 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課都市整備部住宅建築局居住企画課福祉部地域福祉推進室社会援護課 |